

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）に入学及び在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）で、身元保証人等がない者の身元保証等を本学が機関として引き受けることについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、留学生とは学校法人札幌大学外国人留学生規程第2条に定める者で、正規課程に入学を許可された者又は在学する者とする。

(身元保証等の内容)

第3条 身元保証等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 留学生の住宅賃貸に関して必要な保証
- (2) その他本学に在学するうえで必要な身元保証

(保証期間)

第4条 身元保証の期間は、所定の手続完了後、本学の修業年限内とする。

(保証の停止・取消)

第5条 留学生が次のいずれかに該当するときは、身元保証等を停止又は取り消すものとする。

- (1) 本学学則に規定する懲戒となったとき
- (2) 学修状況及び生活状況に著しく問題があるとき
- (3) 他に身元保証人等を設定したとき

(申請)

第6条 身元保証等を希望する者は、本学所定の申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、申請しなければならない。

(審査)

第7条 審査は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費等を納入し、自己の負担において次の保険等に加入することを条件に、所管部署が行う。

- (1) 留学生総合保険
- (2) 国民健康保険

(保証機関)

第8条 前条の審査結果に基づき、学校法人札幌大学が身元保証等を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成9年12月18日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、札幌大学並びに札幌大学女子短期大学部外国人留学生機関保証取扱要領は、平成10年1月26日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式（省略）